別　紙

【県発注建設工事、資格停止の運用状況等について】

特に質疑なし。

【抽出事案に関する質疑応答】

１　岐阜県警察本部庁舎建築工事（躯体）
２　岐阜県警察本部庁舎建築工事（内外装）

Ｑ．今回、入札時ＶＥ方式を試行したということだが、最終的には従来と同じように最低価格の者が落札者として決定されているという印象を受ける。
　もう少しＶＥ提案を積極的に評価することはできないか。例えば、躯体工事で省エネ対策、免震構造に対する新しい提案を積極的に評価するなど。ＶＥ提案により、どれだけコストを縮減できたかということが埋もれてしまい、ＶＥの提案効果が見えてこない。
　また、一般に言われている総合的に評価するような方式についてはどう考えているのか。
Ａ．前回、談合情報があって契約を取り止めた入札の時にもＶＥ提案を求めていたが、今回も同じ内容のＶＥ提案しか結果的には出てこなかった。設計内容を根本的に変えるというものの評価は考え方の中に入っていなかった。今後は、全体的な評価ができるシステムを考えていかなければならないと考えている。

Ｑ．契約後ＶＥや、ネゴシエーション（契約交渉）等も可能かと思われるが、ＶＥ提案を含めた総合評価への取組みや今後の方針はどのように考えているのか。
　入札においては、談合情報が寄せられるなど難しい側面も感じられる。最終的には力のある業者が生き残るということになろうが、県としては、現在の建設業の実態を踏まえて、今後の入札制度の取組み、方針をどう考えているのか。
Ａ．入札制度についてはいろいろ検討しているところである。他県で競争性を高めるために一般競争入札（の対象工事範囲）を広げたところもあるが、ダンピング、手抜工事等の問題が生じていると聞いている。
　これからは技術評価も重要視していく仕組みも必要であり、良いモノを安く造るという観点からは総合評価落札方式など価格と技術を総合的に評価して落札者を決定する方式も進めていく必要がある。また、契約後ＶＥについても、（国で実施されているが）なかなか提案が出てこないのが現状である。

Ｑ．これからは耐久性なども評価に入れていくことを考えてほしい。
Ａ．現在、コスト縮減においてはランニングコストの評価も取り入れている。
　今の工事費が高くても、将来的なランニングコストが安ければいいのではないかということで、その技術等も併せて客観的にどう評価していくのか検討していきたい。

３　県単　福祉道路特別対策事業工事

特に質疑なし。

４　計量検定所建築工事

Ｑ．落札率は何パーセントか。
Ａ．９６．９％である。

Ｑ．指名業者を選定した考え方の中で、前段の「岐阜県建設工事入札参加資格者名簿に登載された者のうち、建築一式工事・岐阜建築事務所管内・特定建設業者の条件を満たすＡ等級業者から選定した」ということは客観的で良く分かるが、後段の「手持ち工事の状況」というのは、どのようにして把握しているのか。また、「当該工事施工についての技術的特性を勘案」というのは具体的にどの様なことか。
Ａ．手持ち工事の状況というのは、現在、県が発注した工事を受注し、その工事を施工している業者のことである。受注機会を増やすということで、そのような業者を除外するということである。

　また、技術的特性というのは、指名業者の中には、建築一式工事の許可を持っていても、いわゆる住宅メーカーや建築工事以外を専門としている業者もあるため、それらを指名から外しているということである。

５　国道２１号バイパス支障移転工事

Ｑ．（可児市については、客観点数の上位から順に選定したということであるが）可児市の業者は、自社の客観点数を知っているのか。
Ａ．知っている。客観点数についてはホームページ上で公表しており、誰でも見ることができる。

Ｑ．指名選定されなかった業者からの苦情はないか。
Ａ．苦情はない。

６　公共　自然環境保全治山事業工事

Ｑ．この事業は何年で施工するのか。来年度以降も、工事は残っているのか。
Ａ．平成１３年度から平成１７年度の５年間の計画で事業を進めている。
　今後、谷止工が２基残っている。また、森林の整備も併せて進めていきたいと考えている。

Ｑ．来年度以降に施工する谷止工については、今回指名した業者を選定するのか。
Ａ．その可能性はある。ただし、工事費によっては選定する等級が変わることもある。

Ｑ．今回の工事は、土木一式工事のＣ等級の工事であり、（規定によれば）１０名以上の指名となるが、地元（下呂町内）にはＣ等級は７社しかないので、残りの３社はＢ等級の業者を選定したとのことだが、結果的にＢ等級の業者が落札している。Ｃ等級の業者が町内にいない場合には近隣の町村から選定するということはできないのか。
　金額的に見ると入札価格が低い方から３番目まで全てＢ等級の業者になっていることから、仮に近隣の町村からＣ等級の業者をさらに３社選定していたならば、今回の工事は地元のＣ等級の業者が落札した可能性もあるのではないか。
Ａ．近隣の町村から選定することも可能であるが、地元の振興を図るために極力地元の業者を選定するようにしているものである。

Ｑ．地元にはＣ等級業者が７社しかなかったということか。
Ａ．土木一式工事で登録したＣ等級業者はまだ地元にもあるが、水道施設工事等の業種を主体で施工している業者は外し、土木一式工事を主体としている業者については全て指名した。

７　県単　道路指定修繕工事

Ｑ．この工事は（直前に竣工した隣接の）トンネル工事とは直接の関係はないのか。
Ａ．当該トンネル工事は災害復旧事業であり関係ない。

Ｑ．随意契約の場合、予定価格は公表するのか。
Ａ．予定価格は設定するが公表していない。

Ｑ．（工事の原因となる）路側決壊が４月１日で、業者からの見積徴収日が４月１６日となっているが、この期間は何を行っていたのか。
Ａ．測量、設計（工法の決定）に日数を要している。

【そ　の　他】

Ｑ：現在は予定価格を公表しているが、予定価格を公表していない時と比べて、落札率等の違いはあるか。
Ａ：平成１１年４月から予定価格を事前公表しているが、その当時の平均落札率は９７％台で、直近の平成１４年度の平均落札率は９５％台ということで少しずつではあるが落札率は下がっている。
　しかし、この間には一般競争入札の拡大（対象工事費：２４億３千万円（平成１１年度当時

のＷＴＯ適用金額）→５億円へ引き下げ）や指名業者数の拡大（例：土木一式Ａ等級工事について、平成１１年度は１２名以上→平成１３年度は２０名以上）などを行っている。また、平成１４年度からは指名業者名の事前公表を廃止するなど競争性の確保や談合防止策を実施していることも落札率が下がっている要因と考えられるため、必ずしも予定価格を事前公表としたことだけを落札率が低下したことと結びつけることはできない。

Ｑ．中部国際空港のようにコスト縮減を図るべきではないか。
Ａ．岐阜県では、平成１８年度までに平成８年度比３５％のコスト縮減をするという目標を立てている。計画の段階からいくつもの項目を見直して縮減を図っている。業界からはコスト縮減が影響して利益が上がらないという話もあるが、不当に工事単価を安くしたりするということではなく、計画等の見直しによりコストを縮減しているということである。
　県としてもコスト縮減には精一杯取り組んでいるが、民間の感覚もさらに身に付けていかなければならないと考えている。